

外来生物問題が提起するもの

南 有哲 MINAMI, Arisato

はじめに

今日、環境問題の一つとしての外来生物問題が脚光を浴びつつある。かつては研究者や自然保護運動にかかわる人々以外には、あまり認知されていなかった課題であったが、20世紀の終わりごろから、ブラックバスの密放流やペットの遺棄と定着といった実態が、広く社会において問題視されはじめ、市民団体や行政による多様な取り組みもはじまり、2005年にはいわゆる「特定外来生物法」が制定された。さらに、2010年に名古屋市で開催された「生物多様性条約締約国会議」(COP10)が近づくにつれ、「生物多様性の保全」をめぐる大きなテーマとして、マスコミ等でも盛んに論じられるようになった。

ところで外来生物とは、「過去あるいは現在の自然分布域以外に導入された種、亜種、あるいはそれ以下の分類群を指し、生存し繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含むもの」¹⁾と定義されるものであるが、このような生物種の人為的移動は、人間による自然の資源としての利用が必然的にもたらすものであるのは明らかである。したがって、外来生物を問題視するという事は、突き詰めていけば人類が築き上げてきた文化や文明そのものの問い直しにつながるようにも思われる。

また外来生物への対処は、現状では必然的に「駆除」すなわち生物の殺傷を伴わざるを得ず、したがって倫理に関わる何らかの問題を惹起することになる。さらにまた自然環境の保全や復元のための対策も、今やこの問題への考慮抜きには行い得なくなっている。

してみると、外来生物問題は、環境思想研究や環境倫理学に様々な課題を投げかけうるテーマであるといえるであろう。本稿の課題は、外来生物問題を概観しつつ、環境倫理・思想にかかわる論点の整理と検討すべき課題の提示を試みるための、一つの覚書である。

1. 生物資源の利用の観点から

(1) 人間活動の必然的な所産として

人間による生物の資源としての利用は、必ずやその移動を伴う。よって人間の移動距離が長くなれば、「自然分布域外への持ち出し」が、例えば「飼育・栽培下にある生物の野生化と生態系への侵入」という形で、不可避的に生じる。大規模な征服や移民であればなおのことであり、例えばクロスビーは16世紀以降のヨーロッパ人の世界進出と温帯域への大規模な定住化の過程が、先住民に対する征服や殲滅であったのみならず動植物相の欧化でもあったと指摘し、こういった地域を総称して「ネオ・ヨーロッパ」と呼んでいる²⁾。

さらに、バラスト水問題などがその典型であるが、現代における情報・物流・人流のグローバル化が、意図的あるいは非意図的な生物移動を急増させていることは周知の事実である。

(2) 農林水産業、環境保全策、地域振興策への制約要因

農林水産業においては、殊に放流や移植に関わって問題となる。特に「国内外来種による地域個体群への遺伝子攪乱」は、詳細に詰めていけば、大きな影響が生じることになるだろう。また、自治体によっては、チャネルキャットフィッシュやいわゆるシャンハイガニといった外来生物を利用した地域振興策をとっているところもあるが、当然これらも制約を受けることになる³⁾。

さらに、環境保全策のなかには生物農薬⁴⁾、有機農法⁵⁾、緑化、植林、天敵導入による外来生物駆除⁶⁾といった、生物利用に基づくものも少なくないが、このような場合においても外来生物の利用についての慎重な配慮が求められることになる。他方、貧困・低開発地域においては食料資源としての外来生物(ティラピアなど)の導入が図られることがあるが、こういったことについてはBHN充足の観点から、例えばブラックバス問題などは異なる評価がなされる必要があろう。

(3) 精神的慰楽の手段としての外来生物

都市社会におけるストレスの蓄積や、「珍奇な生き物」への好奇心が、愛玩や鑑賞の対象として外来生物入手への欲望を刺激する。自然分布域と南北格差は、このことを、相対的に貧しい地域における希少動植物の過剰採取と、豊かな地域への流通

を招き、原産地における野生種の絶滅危機を引き起こす。他方、消費地においては、労働条件、収入、住宅事情、知識とネットワークの不足等々が、遺棄による野生化と生態系への侵入をもたらすことになる⁷⁾。

2. 環境問題としての特質

(1) 構図の問題

環境問題としての外来生物問題は、「国家・大資本 vs. 市民・地域住民」といった構図にのせて語られることは少なく、「良識ある行政・市民 vs. 非常識な業者・愛好家」といった図式で把握されがち傾向が存在するようであるが、これはおそらく外来生物問題として頻繁に取り上げられるのが、愛玩や鑑賞してレジャーの対象として導入された生物種をめぐるものであるからであろう。

たしかに、たとえば原発や大規模開発等々に比して、このようなテーマは「問題が引き起されるにあたって必要な資本の規模」が相対的に小さいがゆえに、表面上や国家や大資本が登場することが少ない。しかし、たとえば外来甲虫類の日本への持ち込みが急増する契機となった 1999 年の植物防疫法改悪を、全般的な規制緩和策の一環としてとらえることも可能であろう。大資本主導で進む今日のグローバル化の進行およびそれに対する国家の追従の問題を、外来生物問題深刻化の根本要因として、より積極的に位置づける必要があるのではないか。

さらにいうならば、例えばブラックバスの特定外来生物指定については、環境省官僚の逡巡の末、当時の小池百合子大臣の「鶴の一声」によって決した。このことは「英断」として歓迎すべきなのであるが、しかしダムや原発、産廃や大規模開発をめぐる争点についてもあのようなことがありえたかどうかは甚だ疑問である。あの政治判断は、ブラックバス問題が巨大資本や政界の利害とは関係が薄く、そのような勢力への配慮の必要がなかったこと、したがってまた小泉政権の「環境尊重」ぶりを宣伝する上での格好の材料となったがゆえのものだと考えることも可能であろう。

政府や自治体によって外来生物対策が喧伝されること自体は悪いことではないだろう。しかし生物多様性するためには、大がかりで長期にわたる外来種駆除の事業が求められようが、それは膨大なコストと産業や市民生活への甚大な影響をもたらすはずであり、現代日本の政府・財界や自治体当局がそう簡単にこれを許容するとは考えにくい。

これが私の邪推であれば幸いであるが、もしもそこにブラックバスなどの「目立つ」特定の生物種の駆除の必要性を強調することによって「良心

的な行政当局・環境意識の高い市民 vs. 身勝手な愛好家・無責任な業者」なる対立図式を構築して行政の責任を後景に退かせ、お手軽に「環境志向」をアピールしようとする政治的意図が伏在するのであれば、それはそれで批判を要するであろう。もちろん、問題のある業者や愛好家等に対する批判と責任追究そのものは当然の課題ではあるのだが、ことが市民間の対立関係に流し込まれ、自治体や政府・財界の環境政策の欠陥の隠れ蓑として利用されてしまうことになっていないかどうかについては十分な警戒を要するであろう。

(2) 「擬人化」をめぐる問題

生物に対して人間がもつ「擬人化」の傾向は、外来生物問題を「人間社会の問題」ではなく「生物自体の問題」として捉えること、すなわち生物を「善玉・悪玉」視をもたらしがちであり、問題の本質の隠蔽と情緒的理解に連動する⁸⁾。また、侵入した外来生物に対する措置として駆除が不可欠であるが、これは多くの場合当該生物への殺傷を伴う。そのことが、生物に対する「愛護の感情」との相克を引き起こすこともある。イタリアのハイロリス⁹⁾、日本におけるタイワンザルや交雑サル対策が好例であろう。

(3) 「公共性の蹂躪」をめぐる問題

秋月岩魚によるバス釣り批判¹⁰⁾の要諦は、「国民の共有財産たる自然の勝手な改変は犯罪的行為であり、それを基盤とした金儲けや楽しみもまた、犯罪性を帯びざるをえない」というものである。この見地は、外来生物問題の重要な一面を指摘しているものと考えられる。

(4) 排外主義・純血主義とのかかわり

生物の「自然分布域」は本来国境とは無関係だが、外来生物問題はしばしば、「外国生物の侵入」なる文脈で問題化されている。また、外来生物は「凶悪」「食欲」「強力な繁殖力」といったイメージで語られる¹¹⁾ことも多いが、このことは移民排斥論を彷彿とさせる。また、「国土の自然と在来生物の防衛」という観念が、排外主義と連動する危険性は無視しえないように思われる¹²⁾。

また、生物多様性の保全が遺伝子レベルにおいても問題になるのであるならば、種間、亜種間、個体群間交雑による「遺伝的攪乱」問題となることは避けられない。このことは現状では、多くの場合「交雑個体の隔離・殺処分」へ帰着せざるをえないが、このことは、たとえば「遺伝的汚染」という言葉と相俟って、強烈な優生学的イメージを喚起することになる。このことは、①「駆除」に対する反発・嫌悪¹³⁾の念の醸成、②優生思想を刺激する

可能性あるいはそれへの懸念、という二つの課題を提起することになり、運動や政策の展開にあたっての十分な配慮が求められよう。

おわりに——なぜ外来生物問題に対処しなければならないのか？

外来生物問題への対処にあたっては、見込まれる経済的利益の損失、財政負担、慰楽の制限、駆除をめぐる精神的負担といった様々なコストが生じることは明らかである。ならば、これらコストを負担してまでこの問題に対処しなければならないのはなぜかという問いが、不可避的に生じるであろう。これについては、二つの基本的な見地をあげることができる。

第一は人間中心主義的アプローチ、すなわち「生態系から人間が受ける利益の確保・最大化」にあるという見地である。その利点としては「世論形成の容易さ」「人間活動との整合性のつけやすさ」、といったことがあげられよう。反面、その難点としては、人間の利益を脅かすことが立証できないものへの対処を正当化できないということがあろう。

第二は人間非中心主義的アプローチ、すなわち外来生物問題へ対処すべき理由を「在来生態系自体の価値の擁護」「数十億年にわたる自然史の所産の尊重」に求める見地である。その利点としては、論理が明快でわかりやすく、自然に対し高い関心を持つ人々を鼓舞することが容易だということがあげられる。一方で、その難点として、多様な自然観や、生物について様々な利害関係を抱えている広範な人々の納得を得ることの困難さを、指摘することができる。

私としては、第二の見地が発する問題提起、たとえば「タイリクバラタナゴ移入の問題性を『人間の利益』から説明できるのか？」といった問いを第一の見地が受け止めつつ、「人間の真の利益とは何か」についての認識を深化させていくことが、最も重要なことではないかと考える¹⁴⁾。

注

- 1) 自然環境研究センター編『日本の外来生物』、平凡社、2008年、13頁。
- 2) アルフレッド・クロスビー『ヨーロッパ帝国主義の謎——エコロジーから見た10～20世紀』岩波書店、1998年。
- 3) 岐阜県川合村（現・飛騨市）では、地元の業者がチャネルキャットフィッシュを82年に霞ヶ浦から導入して養殖を開始した。当時の県知事がこれに「河フグ」と命名し、観光の目玉に育ててきた。ところが外来生物法に

おける「特定外来生物」の候補のなかにチャネルキャットフィッシュが入っていたため、「環境に配慮して養殖している」「規制されれば一億円の損失が出る」として地元業者がこれに反発。岐阜県も地域振興のために規制対象から外すように求めた（『朝日新聞』2005年3月1日付）。また、2006年7月5日付『読売新聞』によれば、環境省は魚の流出防止対策の徹底を条件に、従来からの飼育については継続を認めた。
(http://chubu.yomiuri.co.jp/tokushu/dounaru/dounaru060705_2.htm)

他方、山形県山辺町では、過疎と高齢化に悩む作谷地区の住民が2002年より、休耕田を利用したシャンハイガニ（チュウゴクモクズガニ）の養殖を開始、その後生産組合を結成して本格的に取り組んだが、2006年に特定外来生物に指定され、生きたままでの輸入、運搬、保管に国の許可が必要になった。国は「既に生業としている場合に限り」一定の管理条件をクリアしたものを許可したが、生きたまま料理するシャンハイガニへの影響は大きく、組合は07年に一旦事業を休止、2008年に事業を再開した。（『朝日新聞』2008年11月16日付）

4) レイチェル・カーソンはその著『沈黙の春』において、農業用化学物質の濫用について厳しく批判しつつ、その代替物として「生物学的コントロール」を推奨しており、そのなかで農牧業や生態系に悪影響を与える生物——その大半は外来生物——を駆除するために、輸入された（すなわち外来の）天敵や寄生虫を投入し成功した例をいくつか挙げている（例えば、新潮文庫版112-115頁、206-207頁、327-328頁、374頁）。農業大量散布という手法を否定し「自然の力を借りるべし」という彼女の主張の妥当性と先見性は明らかであるにしても、外来生物の意図的導入という手法の否定面についての言及が無いのは、今日の見地からすれば楽天的な認識との評価が可能であると思われる。なお外来生物問題一般への理解については、同書22-24頁の叙述を参照のこと。

5) アイガモ農法においては、アイガモの餌その他の目的で、小型の浮遊植物であるアゾラ・クリスタータ（シダ綱アカウキクサ科）を、水田に放して使用してきた。しかし水面を覆いつくして日光を遮ることで他の水生生物に悪影響を与えること、また絶滅危惧種を含む在来植物と競合し駆逐する可能性があること、さらに在来種オオアカウキクサに対して交雑による遺伝子攪乱をもたらすおそれもあることから特定外来生物に指定された。現在は、不稔で在来種と交雑することのない雑種へと切り替えが進んでいる（前掲『日本の外来生物』153-155頁）。なおこの問題についての批判的なコメントとしては、角野康郎のものがある。川道美枝子他編『移入・外来・侵略種——生物多様性を脅かすもの』、築地書館、2001年、114-115頁を参照のこと。

また、熊本県八代市では、温室栽培のトマトの受粉に使用してきたセイヨウオオマルハナバチが規制対象となったことにより、ハチの流出防止のための温室改装や建替えが必要となったが、これには最低でも数百万円はかかる。それを避けるためには以前のようなホルモン剤による疑似受粉に戻るか、あるいは在来種のハチを使うしかないが、前者は食の安全を求める風潮に逆行し、後者はハチの働きが悪いということで、農業者を苦悩させている（『朝日新聞』2006年12月27日付）。

6) 外来生物の駆除のために外来生物を投入した例としては、先述のカーソンが挙げたものも含まれるであろうが、最近の例としては、東アフリカ・ヴィクトリア湖に侵入したホテイアオイを駆除するためにゾウムシを導入したケースがある。以下を参照のこと。Wilson, J.R.U. et al., 2007. The decline of water hyacinth on Lake Victoria was due to biological control by *Neochetina* spp. *Aquatic Botany*. 87, 90-93.

7) 外来甲虫をめぐる問題はその典型例といえるであろう。日本への導入の経緯とその問題点については、新谷邦雄、「外来カブトムシ・クワガタムシ〜人気ペット甲虫の新たな脅威」、日本生態学会編『外来種ハンドブック』地人書館、2002年、158-159頁を参照のこと。またこのことが日本の教育・文化に与えたインパクトについての考察としては、神山智美「子どもを取りまく外来甲虫事情——環境教育の視点から」、岩佐茂編『環境問題と環境思想』、創風社、2008年所収がある。

8) 2005年1月21日付『朝日新聞』は、「野放しにできぬ大食漢 ブラックバス」というタイトルを冠した社説を掲載しているが、そこでは「北米が原産のブラックバスは、稚魚はメダカ、フナどころか、トンボの幼虫、ネズミまで食べる。繁殖力も強い。」「大食漢を野放しにしていたら、昔からいた生物が絶滅しかねない。これ以上、広がるのを防ぐべきだ。そう規制派は訴える。」と書かれている。後段については「規制派」の意見ということにされているが、タイトルから見ても社説の著者の見解であることは明らかであろう。著者は、まずブラックバスに「大食漢」という否定的レッテル——「ネズミまで」という表現にその意図が端的に表れている。ネズミを食う淡水魚がいて何が悪いのか？——が貼り付けられ、そして、その「大食漢」のために在来生物の絶滅が危惧されるが故に対処が求められる、という論法をとっている。しかしブラックバスが本来の生態系から持ち出され、人間の手によって日本列島に持ち込まれ放流されたというところに事の本質があるのであり、肉食であり活発に捕食するというその生物種としての特質に問題があるのではない。このような書き方は問題の核心をぼかし——実際、導入した人間の問題については「釣りを楽しむためのひそかな放流があったと見られている」と、さらりと触れられているのみである——誤った認識を広めることになりかねず、影響力のある大新聞の社説としては、大いに問題があるといわねばならない。

9) 『平成18年度地球環境市民大学校 外来生物対策シンポジウム 外来生物対策の現場から 要旨集』(2006) 8-22頁。

10) 秋月岩魚『ブラックバスがメダカを食う 増補・改訂版』、宝島社、2001年。なお秋月の議論については、拙稿「『リリース禁止』をめぐる論理と倫理——秋月岩魚のバス釣り批判を軸として」『環境思想・教育研究』第3号 2009年12月、を参照のこと。

11) 櫻井よしこ「皇居のお堀が危ない」『GQ Japan』, 2000年10月号, 39頁。この点については拙稿「ブラックバス論争から学ぶべきこと」『日本の科学者』Vol. 42, 4 (2007) を参照のこと。

12) クリス・ブライト『生態系を破壊する小さなインベーダー』家の光協会、1999年、191-192頁。

13) 一例として須藤自由児による批判がある。加藤尚

武編、『環境と倫理（新版）』、有斐閣、1998年、第8章を参照のこと。

14) この点については、拙稿「自然中心主義と人間中心主義をめぐる——環境イデオロギー批判序説」『日本の科学者』41巻7号、2006年6月、をもご参照いただきたい。